

報道提供資料
令和6年8月2日
課名 総務課
担当者 糸崎
内線 4911
直通電話 082-513-4911

広島県教育委員会

県教育委員会職員が官製談合防止法違反等 により略式命令を受けたことについて

このことについて、教育委員会としてのコメントは次の通りです。

この度、広島県教育委員会の委託契約において、いわゆる官製談合防止法違反があったとして告発がなされていた事案について、広島簡易裁判所から、当時の教育委員会事務局本庁課長級の職員が、令和3年7月に公募型プロポーザル方式で発注した契約に関し、契約の公正を害したとして、官製談合防止法違反等により略式命令を受けました。広島県教育委員会といたしましては、職員が、官製談合防止法違反等により略式命令を受けたという事実を重く受け止め、二度とこのような事態が生じないよう、組織風土の改善を進めるとともに、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。